

平成 23 年 5 月 30 日

従業者数について

1 企業調査の導入と従業者数の把握

見直し案においては、売上高をよりの確に把握するために、資本金 1 億円以上の企業等に対し、企業を対象とした調査を導入するとしている。

現行調査では、従業者数の内数として、有給役員等、常用雇用者（正社員・正職員及びそれ以外）、臨時雇用者を、従業者数の外数として派遣又は下請（受け入れ）を把握しているが、一部企業調査を導入することに伴って、現行調査と同様に従業者数等の把握をすとした場合、以下のような様々な問題がある。見直し案における従業者数については、これらの問題点を踏まえた上で検討する必要がある。

2 従業者数の把握に関する問題点と論点整理

(1) 臨時雇用者数の把握

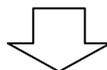
① 月次調査で企業が臨時雇用者数等を報告することの困難性

現行調査で把握している臨時雇用者数及び派遣・下請の人数については、一般的に出入りが激しく、事業所の裁量で採用されていることが多いと思われ、月次調査で企業に対し報告を求めるのは困難ではないかと思われる。

なお、月次で企業に対し臨時雇用者数等の報告を求める調査は類例が見当たらない。サービス産業関係の調査で、毎年臨時雇用者数を把握しているものとしては、例えば、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査（一部の産業について企業を対象に調査をしているもの）がある。

② 月次調査で常用雇用者数を把握する意義

月次調査で臨時雇用者数等を除いた常用雇用者数のみを把握するとした場合でも、仮に月次ベースでは常用雇用者数の動きがない場合、それでも常用雇用者数を把握することが必要か検討する必要がある。また、もし代替可能なデータがある場合、そもそも把握する必要がないのではないかという点も検討する必要がある。その際、月次調査で常用雇用者数を把握しない場合でも、拡大調査で年次の従業者数を把握するという枠組みは可能であることに留意する。また、月次の従業者数（又は常用雇用者数）を把握することについては、当該企業の売上高などの情報を精査する材料になるという利点がある。



※従業者数の試案

【月次調査】 常用雇用者数を把握

（臨時雇用者数等の把握については企業ヒアリングの結果により判断）

→ 調査対象企業の負担を軽減するための措置を検討する必要（例えば前月の常用雇用者数を調査票にプレプリントするなどが考えられる。）

【拡大調査】 常用雇用者数、臨時雇用者数、派遣・下請の人数（受け入れ）を把握

(2) 事業活動別従業者数について

① 事業活動別従業者数の記入による調査客体の負担増

月次調査の結果として産業別常用雇用者数を公表するとした場合、調査対象企業に、毎月、事業活動別常用雇用者数を報告していただくことが可能かどうか検討する必要が生じる。毎月このような報告をしていただくとすると、当然調査対象企業の負担が大きくなる。なお、経済産業省企業活動基本調査でも詳細な事業活動別従業者数は捉えていない。

② 事業活動別従業者数の把握そのもの問題点

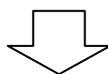
事業活動別従業者数を把握するとした場合、一企業内で複数の事業活動を担当する従業者数については、ダブルカウント（一企業内の従業者数として、企業全体の数字と事業活動別の従業者数の足し上げた数字とが合わない。）することになる。事業活動別従業者数はダブルカウントした結果で良いか。それとも、ダブルカウントしない形（企業全体の従業者数と合う形）で調査対象企業から報告をいただくか、ダブルカウントした結果を加工して公表するか、についても検討をする必要がある。

③ 事業活動別常用雇用者数を把握しない場合の問題点

月次調査として事業活動別常用雇用者数を把握しないとした場合、企業については企業全体（又は主業）の常用雇用者数、事業所については事業所ごとの常用雇用者数の把握が可能である。事業所については、各事業所を主産業で格付けするため、常用雇用者数も売上高と同様、事業所ごとに把握することで産業別売上高及び常用雇用者数に係る整理が可能である。一方、企業については、売上高と常用雇用者数とで整合性のとれた形での把握ができない。

これについては、企業全体（又は主業）で把握した常用雇用者数について、事業所調査の常用雇用者数を加えて産業別常用雇用者数を公表することとする場合、企業側の情報を事業所の情報に合わせる（例えば、企業側の情報（企業全体（又は主業）の常用雇用者数）を事業活動別常用雇用者数に加工するなど）のか、事業所側の情報を企業側に合わせる（例えば、企業全体（又は主業）の常用雇用者数を当該企業の企業産業分類で格付け、事業所の常用雇用者数についても企業全体の常用雇用者数を再現するなど）のか、どちらにしても把握された常用雇用者数をどのように扱うのか検討する必要がある。

その際、企業については、月次調査では企業全体（又は主業）の常用雇用者数、拡大調査では事業活動別従業者数を把握するという枠組み（この場合、拡大調査の産業別従業者数の結果を利用して、月次調査でも産業別常用雇用者数が公表可能な形にする）は可能であることに留意する。



※事業活動別従業者数の試案

【月次調査】

- ◇企業を対象とする調査 企業全体の常用雇用者数を把握
(事業活動別で把握するかどうかは企業ヒアリングの結果により判断)
- ◇事業所を対象とする調査 事業所全体の常用雇用者数を把握

【拡大調査】

- ◇企業を対象とする調査
事業活動別常用雇用者数、臨時雇用者数、派遣・下請の人数（受入れ）の把握
- ◇事業所を対象とする調査
事業所全体の常用雇用者数、臨時雇用者数、派遣・下請の人数（受入れ）の把握
* 企業調査部分については、拡大調査で把握した事業活動別の情報を基に、月次ベースでも産業別常用雇用者数の結果が公表できるよう検討を進める。

(3) 基幹統計調査の調査事項としての適格性

サービス産業動向調査を基幹統計化した場合、従業者数についても基幹統計調査の調査事項としてしっかりとした内容の調査をしなければならないことは言うまでもない。したがって、その前提として、そもそも企業調査としてどの程度の内容であれば、正確に把握可能であるのか企業ヒアリングをする必要がある。

3 今後の検討方法

上記試案については、サービス産業の主要企業に対しヒアリングを実施することで検討を進めたい。また、(2)②及び③については、どのようなデータが必要かということ整理しつつ、公表の方法について検討を進める。